

令和6年度における経済産業省の中小企業者に関する契約の方針

令和6年7月
経済産業省

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和6年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 令和6年度の経済産業省における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が、令和4年度までの実績を基に算出した67.3%、金額が約103億円（ただし、令和5年度実績がこれを上回った場合には、当該実績値）を上回ることを目標とし、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
- (2) 新規中小企業者向け契約目標については、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指す」と定められている。
このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については、3%以上を目指し、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
- (3) 平成27年に設置された中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）及び新規中小企業者官公需推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）の下、令和6年度も引き続き、本方針に定められた措置等を着実に実施し、官公需施策の総合的かつ円滑な推進を図る。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、経済産業本省、各経済産業局、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁の調達部局（以下「調達部局」という。）は、次の事項について取り組むこととする。

(1) 官公需情報の提供の徹底

- ①一般競争及びオープンカウンター方式（少額の随意契約）による発注に関連

する情報については、政府電子調達（G E P S）への掲載の他、メールマガジン等の広報媒体を活用した情報発信に努める。

- ②事業者に見込み可能性等を持たせるため、年間発注予定表を策定し、ホームページに掲載する。

（２）中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- ①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、入札までの期間を十分に確保する。
- ②少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえつつ、可能な限り政府電子調達（G E P S）を利用した見積書の提出を可能とする。
その上で、政府電子調達（G E P S）を利用したオープンカウンター方式による見積り合わせについては、その実施件数が前年度実績を上回るよう推進し、中小企業・小規模事業者の受注促進に努めるものとする。
- ③著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努めるものとする。また、契約に当たっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。
- ④契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

（３）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５６条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５８条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

（４）中小石油販売業者に対する配慮

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ①一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

- ②災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、極力分離・分割発注を行うこと。

（５）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について取り組むこととする。

- ①最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成する。
- ②入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
- ③人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど適切に対応する。

（６）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ①公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- ②物件及び役務の契約について、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針２０２３（令和５年６月１６日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することと

されていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- （1）調達部局は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- （2）調達部局は、契約相手が新規中小企業者であるときは、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得、調達ポータル・政府電子調達（G E P S）の利用を促すものとする。
- （3）調達部局は、一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう努めるものとする。
- （4）調達部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえつつ、可能な限り政府電子調達（G E P S）を利用した見積書の提出を可能とする。その上で、政府電子調達（G E P S）を利用したオープンカウンター方式による見積り合わせについては、その実施件数が前年度実績を上回るよう推進し、新規中小企業者の競争の参加に努めるものとする。
- （5）推進本部及びWGは、新規中小企業者であって官公需への参入の可能性のあるものに対して、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得、調達ポータル・政府電子調達（G E P S）の利用を促すものとする。また、こうした新規中小企業者のリストを作成して、調達部局へ提供する。
- （6）大臣官房会計課は、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップからの公共調達が円滑に促進されるよう、スタートアップ技術提案評価方式による随意契約について各府省庁等申合せを踏まえて適切に運用されるよう周知を図る。
- （7）大臣官房会計課は、経済産業省における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。
- （8）大臣官房会計課は、各調達部局において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、各調達部局に共有する。

- (9) 中小企業庁取引課（各経済産業局においては中小企業課）は、官公需適格組合制度について、調達部局に対してより一層の周知を図る。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大
に関し必要な事項

- (1) 調達部局は、第1(1)(2)で掲げている目標の達成に資するよう努め、年2回程度、契約実績（新規中小企業等の内訳を含む。）を大臣官房会計課へ報告する。その際、目標に達していない又は達する見込みがない調達部局は、その理由及び改善策等を付して報告することとする。
- (2) 大臣官房会計課は、調達部局の優良な取組を収集し、他の調達部局及び所管独立行政法人へ共有する。
- (3) 中小企業庁取引課は、経済産業省における新規中小企業者との契約の増加に資するよう、経済産業省以外の各省各庁及び公庫等における優良な取組に関する情報を提供する。